

郡上市エネルギー価格高騰対策支援事業実施に伴うQ&A

【制度の概要】 P.2

Q 1	「郡上市エネルギー価格高騰対策支援事業」を創設した趣旨は？
-----	-------------------------------

【対象事業者】 P.2～P.4

Q 2	どのような事業者が対象となるのか？
Q 3	「中小法人」、「個人事業主」とは、具体的にどのような事業者か？
Q 4	本店が市外にあり、市内には支店がある場合は対象とならないのか？
Q 5	大企業は対象とならないのか？
Q 6	法人として法務局へは登記していない（人格なき社団）が、確定申告は法人として申告している場合は、法人として申請することは可能か？
Q 7	開業届を提出していないと対象とならないのか？
Q 8	2事業所以上を運営している事業者において事業所単位（店舗単位）では給付要件（補助下限額1万円）を満たさないが事業者全体では給付要件を満たす場合は対象となるのか？
Q 9	指定管理施設に入っているテナントは対象か？
Q 10	民間の空き家やテナント等を借りている事業所は対象か？
Q 11	本事業の給付を受けてから事業を止める場合は対象か？

【対象期間・対象経費】 P.4

Q 12	支援金の経費対象期間は？
Q 13	対象経費は？
Q 14	対象経費に消費税を対象外とする理由は？
Q 15	エネルギー価格の高騰は今年度で収束しないと考えられるが、今後も支援を行うのか？

【申請書類関係】 P.5～6

Q 16	支援金の申請書類の入手方法は？
Q 17	申請書はどのように提出すればよいですか？
Q 18	支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまうのですか？
Q 19	申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？
Q 20	振込先の通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？
Q 21	振込先の通帳の写しについて、インターネットバンキングのため通帳がない場合は、何を提出すればよいですか？
Q 22	誓約書は自作のものでもよいですか？
Q 23	事業を継続することが誓約事項になっているが、郡上市エネルギー価格高騰対策支援金を受給した後にやむを得ない事情により廃業又は破産した場合の扱いはどのようなになるか？
Q 24	確定申告書類の写しはどのようなものですか？
Q 25	新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？
Q 26	申請書類は何が必要か？
Q 27	事業所を事業所兼居住用住宅としている場合、補助対象の割合は？

【制度の概要】

Q 1 「郡上市エネルギー価格高騰対策支援事業」を創設した趣旨は？

A： コロナ禍における燃料費・物価等高騰の影響を受け、厳しい状況が続いている事業者が多く存在します。このため、より多くの市内事業者に対して事業の継続・回復を支援すること目的としています。

【対象事業者】

Q 2 どのような事業者が対象となるのか？

A： より多くの市内事業者を支援するため、市内の全商工業者を対象としています。

主な対象要件は次のとおりです。

<中小法人・個人事業主 共通>

- ①市内に事業所を有する中小法人又は個人事業主であること（郡上市へ法人税又は市民税を納税していること）。
- ②令和4年9月1日時点で市内において、営業実態があり開業届を提出していること（中小法人は法人登記、個人事業主は住民票が市内であること）。
- ③店舗単位での申請であること（1店舗1回限り）。

<中小法人>

令和4年9月1日時点において、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下であること。

<対象外事業者>

以下の事業所は対象外とします。

- ① 直営チェーン店
- ② 国、県、市及び関係機関から、同様の補助金を受けている場合

Q 3 「中小法人」、「個人事業主」とは、具体的にどのような事業者か？

A： ●「中小法人」とは、資本金10億円未満、又は資本金が定められていない場合は常時雇用する従業員の数が2,000人以下の法人をいいます。

※1. 中小企業基本法の中小企業よりも広い定義となっています。これは、多くの事業者を支援することを目的としています。

R4.2月～6月に実施した「岐阜県オミクロン株対策特別支援金」「郡上市売上減少事業者支援事業」も同じ定義となっています。

※2. 中小法人とは（定義）

資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しないものをいい、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある法人等を除きます。

●「個人事業主」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告をしている方をいいます。

Q 4	本店が市外にあり、市内には支店がある場合は対象とならないのか？
A： 支店であっても、広域展開している小売店などのチェーン店等以外で、市内で法人登記しており、市へ法人税等を納税している事業者であれば対象とします。 コンビニエンスストアなどのフランチャイズ店も対象となります。	

Q 5	大企業は対象とならないのか？
A： 大企業は対象となりません。Q 3の中小法人の定義（拡充版）以上の企業となります。 ○大企業定義 資本金10億円以上、従業員2,000人以上 (本来の定義：製造業 資本金3億円以上、従業員300人以上)	

Q 6	法人として法務局へは登記していない（人格なき社団）が、確定申告は法人として申告している場合は、法人として申請することは可能か？
A： 人格なき社団（任意団体）については、原則として個人事業主の区分となります。 ただし、①運営規約があり、②それによって運営されている実態があり、③団体専用の銀行口座があり、④法人税の確定申告が確認できる場合は、中小法人の区分で申請が可能です。その場合、確定申告書は法人税確定申告書及び法人概況説明書（1枚目・2枚目）、本人確認書類、団体規約、代表者の身分証明書（運転免許証の写し等）を提出してください。	

Q 7	開業届を提出してないと対象とならないのか？
A： 開業届は税務署へ提出することが所得税法で定められています。（事業開始後1ヶ月以内） ただし、開業届を提出していなくても、事業所得税の確定申告を行っていれば確定申告で開業届の代わりとみなされます。このため、申請時の必要書類で事業にかかる所得税の確定申告書の写しが必要となっています。 ただし、所得税の確定申告義務がない場合は、市民税申告書の写しと開業届の写しを提出してください。 また、新規開業事業者の場合は、その事業にかかる許可証の写しで可とします。	

Q 8	2事業所以上を運営している事業者において、事業所単位（店舗単位）では、給付要件（補助下限額1万円）を満たさないが、事業者全体では給付要件を満たす場合は、対象となるのか？
A： 本事業は事業者単位ではなく、事業所（店舗）単位で給付を行うものです。事業所（店舗）単位で給付要件を満たさなければ給付対象となりません。	

Q 9	指定管理施設に入っているテナントは対象か？
A： 指定管理施設において、指定管理者が全ての施設分の電気料を支払っている場合は、市の指定管理施設担当部署で電気料高騰分が指定管理者へ支払われるため対象外です。 ただし、テナント事業者が電力会社と直接契約し支払っている場合は対象となります。	

Q 1 0 民間の空き家やテナント等を借りている事業所は対象か？

A： 空き家やテナント等を借りて事業を行っている事業者の場合、電力会社と直接契約し支払っている場合は対象となります。

また、テナント等に電気の子メーターが設置されており、貸主へ電気料を支払っている場合でも、電気使用量が分かる明細等があれば対象となります。この場合、①全体の電気料の明細、支払ったことがわかる書類の写し、②子メーターの電気量の明細、支払ったことがわかる書類の写し①②の両方の提出が必要です。

※賃借料（テナント料）に面積按分などで電気料が込みとなっており、電気使用量が分からない場合は対象外となります。

Q 1 1 本事業の給付を受けてから事業を止める場合は対象か？

A： 本事業は、今後も事業継続の意思がある事業者が対象です。

【対象期間・対象経費】

Q 1 2 支援金の経費対象期間は？

A： 令和4年7月～9月の3ヶ月間としています。

本年はコロナによる行動制限もなく、おどり等のイベントが集中する夏季のハイシーズンとしています。

Q 1 3 対象経費は？

A： Q 6の期間内において支払った光熱費（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油）としています。

- ① 価格が高騰している電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油。
- ② 上下水道料は高騰していないため、対象外。

Q 1 4 対象経費に消費税を対象外とする理由は？

A： 補助事業において支払う消費税を対象経費として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、補助金を返還しなければなりません。

このため、原則として補助金申請の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金交付申請を行ってまいります。

Q 1 5 エネルギー価格の高騰は今年度で収束しないと考えられるが、今後も支援を行うのか？

A： 今回は国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付税の創設）が増額され、この交付金の利用目的の一つが、エネルギー価格高騰の事業者支援であることから実施いたします。当面は価格高騰が続くものと想定されます。今後においても、事業者の運営状況など注視しながら、国、県の支援策や交付金等の状況に応じて対応していきます。

【申請書類関係】

Q 1 6 支援金の申請書類の入手方法は？

A： 郡上市公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。各振興事務所の窓口にも備え付けています。

Q 1 7 申請書はどのように提出すればよいですか？

A： 申請書類の提出は、市役所商工課又は各振興事務所の窓口へ持参下さい。

Q 1 8 支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいますか？

A： いいえ、そのようなことはありません。
2022年（令和4年）12月23日（金）までに、市役所窓口へ申請してください。

Q 1 9 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっていてもよいですか？

A： 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者等の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 2 0 振込先の通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A： 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q 2 1 振込先の通帳の写しについて、インターネットバンキングのため通帳がない場合は、何を提出すればよいですか？

A： インターネットバンキングや当座預金口座など通帳がない場合は、インターネットバンキング口座情報画面や当座勘定照合表など（金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）の写しを提出してください。

Q 2 2 誓約書は自作のものでもよいですか？

A： いいえ、必ず「様式2号」をご利用ください。

Q 2 3 事業を継続することが誓約事項になっているが、郡上市エネルギー価格高騰対策支援金を受給した後に、やむを得ない事情により廃業又は破産した場合の扱いはどのようなになるか？

A： 郡上市エネルギー価格高騰対策支援金の申請時において、事業を継続的に行うことを誓約していただくこととなりますが、当支援金の受給後にやむを得ない事情により廃業又は破産した場合は、当支援金の返還の義務はありません。なお、自主的に返還を行いたい場合は、郡上市役所商工観光部商工課までお問い合わせください。
なお、申請時点において、廃業又は破産等を予定していた場合には、給付要件を満たさないため給付対象外になります。

Q 2 4	確定申告書類の写しはどのようなものですか？
<p>A： 法人、個人事業者ごとに次の書類を提出してください。</p> <p><法人・個人事業者共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書類は、税務署に提出したもの ・原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。 ・確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りしてください。 <p><法人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し <p><個人事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書B（第一表）の写し ・青色申告の場合は、青色申告決算書（1枚目及び2枚目）の写し ・白色申告の場合は、収支内訳書（1枚目及び2枚目）の写し <p>※個人事業主で該当年に所得税の確定申告義務がなかった方は、住民税申告書の控え（収受日付印あり）を提出してください。</p>	

Q 2 5	新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？
<p>A： 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。</p> <p>なお、税務署の受付印が押印されたもの、受付番号があるものの写しを提出してください。</p>	

Q 2 6	申請書類は何が必要か？
<p>A： 申請書は市が別途指定する申請様式と、以下の添付書類が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 通帳の写しを添付（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載） ※ネットバンキングの場合は口座情報画面等の写し ② 誓約書（様式別途指定） ➤ 事業継続意思、虚偽が無い等 <ul style="list-style-type: none"> ・中小法人 自署（記名）、押印 ・個人事業主 自署 ③ 本人確認書類の写し〔法人：履歴事項全部証明書の写し〕〔個人：運転免許証の写し等〕 ④ 市税等を完納している証明書 ⑤ 直近の確定申告書写し（法人事業概況説明書、決算書、収支内訳書 等） ※確定申告の義務が無い場合 市民税申告書の写し、事業の開業届の写し ⑥ 対象経費（電気料等の支払ったことがわかる書類（領収書、通帳の写し等）） ⑦ 申請書類チェックリスト ⑧ その他 市長が必要と認める書類 	

Q 2 7	事業所を事業所兼居住用住宅としている場合、補助対象の割合は？
<p>A： 事業所として利用する割合で、計算して下さい。</p>	